

令和7年度島根県認知症介護実践研修「実践者研修」 開催要項

1. 目的

認知症についての理解のもと、本人主体の介護を行い、生活の質の向上を図るとともに、行動・心理症状（BPSD）を予防できるよう認知症介護の理念、知識・技術を修得するとともに、地域の認知症ケアの質の向上に関与することができるようになることを目的とする。

2. 主催 島根県（実施機関：社会福祉法人島根県社会福祉協議会 島根県福祉人材センター）

3. 期日・開催場所・定員

回	期日		開催場所	定員
第Ⅰ回 (松江)	前期	6月 4日(水)～5日(木)	いきいきプラザ島根 4階 403 研修室	45 名
	後期	7月 2日(水)～3日(木)		
	まとめ	9月 4日(木)		
第Ⅱ回 (出雲)	前期	6月 25日(水)～26日(木)	朱鷺会館 1階 大ホール	45 名
	後期	7月 31日(木)～8月 1日(金)		
	まとめ	10月 2日(木)		
第Ⅲ回 (浜田)	前期	10月 7日(火)～8日(水)	いわみーる 4階 401 研修室	45 名
	後期	11月 11日(火)～12日(水)		
	まとめ	令和8年 1月 27日(火)		
第Ⅳ回 (出雲)	前期	11月 5日(水)～6日(木)	朱鷺会館 1階 大ホール	45 名
	後期	12月 3日(水)～4日(木)		
	まとめ	令和8年 2月 12日(木)		

4. 受講対象者 原則として、次の要件をすべて満たすこと

ア) **認知症介護基礎研修を修了している方あるいはそれと同等以上の能力**（資格及び研修：看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、歯科衛生士、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等）を有する方。

イ) 島根県内の介護保険施設・事業所等に従事する介護職員等であって、現に認知症介護業務に従事する介護職員等で身体介護に関する基本的知識・技術を修得し、**認知症介護業務に2年以上従事した経験を有している方**。
一般病院での看護経験は含めません。

ウ) 所属する施設・事業所において、**4週間の職場実習（利用者に対する直接的なケア実践）が可能なる方**。自施設内の認知症と診断されている方を対象者として選定し、職場実習期間中は、1週間のうち3日以上関与が必要です。

エ) 職場実習の実施にあたり、所属する施設・事業所が研修の目的・内容を理解し、積極的な協力が得られる方。

なお、地域密着型サービス事業所の人員基準上、本研修の受講が必要となる場合がありますので、詳しくは別紙①「指定地域密着型サービス指定・運営基準に規定される研修」をご参照ください。

5. 事前課題について

受講決定者は、事前課題（認知症介護基礎研修レベル）の提出が必要です。
詳しくは、「受講決定通知」にてご案内いたします。

6. 職場実習について

別紙②「実践者研修の実習について」を必ずご確認ください。実習の詳細は、研修時に説明します。
職場実習の取り組みや報告に不十分な点があった場合、報告書の再提出・再実習を指示します。

7. 申込方法・受講決定・受講料

- (1) 申込期間 【第Ⅰ回（松江会場）】 3月31日～4月17日（木）13時
【第Ⅱ回（出雲会場）】 3月31日～5月08日（木）13時
【第Ⅲ回（浜田会場）】 7月22日～8月25日（月）13時
【第Ⅳ回（出雲会場）】 8月12日～9月16日（火）13時

までにお申し込みください。

※地域密着型サービス事業所において、人員基準上受講が必要な場合は、保険者の推薦が必要となりますので、申込時に圏域の介護保険者へご相談ください。

※**受講予定者が全開催期日に参加可能であることを確認**していただき、必ず**事業所で優先順位**を付したうえで申し込みをしてください。

※申込みは基本的に事業所を通しておこなってください（個人での申込みはできません）。

※**職員登録の際は氏名・生年月日を正確に入力**してください。**修了証書にそのまま記載**されます。

- 申込期間中に「島根県福祉人材センターホームページ（<https://www.shimane-fjc.com/>）」にアクセスして、**『研修受講サポートシステム』**から申し込みをしてください。○期限を過ぎての受講申し込みは受け付けません。
○申し込み後、圏域の介護保険者が受理した場合、申込状態が「受付完了」になります。また申込内容に不備がある場合は、申込状態が「要件不備」となります。要件不備の内容を確認のうえ、不明な点があればお問合せください。

(2) 受講決定

①受講決定した場合は申込状態が「受講決定」になります。研修日の1ヶ月前頃までに各事業所に「受講決定通知書」を送付します。決定通知が届かない場合は、下記まで必ずご連絡ください。

②定員超過の際は、島根県が定める選考基準に基づき選考を行い、受講をお断りする場合がありますので、予めご了承ください。また、受講をお断りする方には、その旨お知らせします。

(3) 受講料 ひとり 10,000 円（消費税非課税）

①受講決定通知にあわせて受講料請求書を送付いたします。記載されている期限までに所定の方法により受講料をお振込みください。（振込手数料はご負担ください）

②決定後の受講取消はご遠慮ください。やむを得ず受講を取り消される場合、**振込期日の 17 時まで**にご連絡頂いた場合のみ受講料を返金いたします。ただし、返金にかかる振込手数料はご負担頂きます。

8. 修了証書の交付等

(1) 定められた日程を修了された受講者には島根県知事名の修了証書を交付します。

(2) 地震、台風等やむを得ない事情以外の理由による遅刻は一切認めません。

※法人、施設等においては、受講者が全日程を受講できるよう調整等を行ってください。

(3) 欠席、遅刻、早退等により要件を満たさない場合や受講態度が著しく不良であると認められた場合、また内容を理解していないと判断された場合は、発行されない場合がありますのでご了承ください。

※詳細は別紙③「**研修受講にあたっての注意事項及び留意事項について**」をご熟読ください。

9. 会場アクセス

【松江会場】 いきいきプラザ島根 松江市東津田町 1741-3

◎【バス】松江駅 1 番乗場 南循環外回り乗車⇒県合同庁舎前下車（約 15 分）

【出雲会場】 朱鷺会館 出雲市西新町 2 丁目 2456-4

◎JR 西出雲駅南口から徒歩約 10 分。「しまね花の郷」隣

※お車で越しの方へ※正面駐車場が満車の場合は、建物裏側の未舗装スペースにご駐車ください。

しまね花の郷へは駐車しないでください。（夕方施錠）

【浜田会場】 いわみーる 浜田市野原町 1826-1

◎【バス】JR 浜田駅より 大学線乗車⇒いわみーる下車（約 10 分）

10. 問い合わせ先

【運営基準に関すること】 各介護保険サービスの指定権者

【研修内容・システム操作方法】 社会福祉法人島根県社会福祉協議会（島根県福祉人材センター）担当／鬼村
〒690-0011 松江市東津田町 1741 番地 3 いきいきプラザ島根 2F
TEL 0852-32-5975 FAX 0852-32-5956

受講申込の際に頂く個人情報、研修の受講名簿等の作成、各種資料の送付、修了証書送付等、研修事業関連のみの目的で使用し、他の目的で使用することはありません。その管理については、島根県社会福祉協議会「個人情報保護規程」に基づき適切に行います。

令和7年度認知症介護実践者研修【日程表】

		時 間	時間数	講義科目
前 期	1 日 目	09：05～09：15		開会・オリエンテーション
		09：15～12：15	180	認知症ケアの理念・倫理と意思決定支援
		13：00～17：00	240	生活支援のためのケアの演習Ⅰ①
		17：00～17：15	15	振り返り
	2 日 目	09：00～10：00	60	生活支援のためのケアの演習Ⅰ②
		10：00～11：00	60	QOL を高める活動と評価の観点
		11：00～12：30	90	家族介護者の理解と支援方法
		13：30～15：00	90	権利擁護の視点に基づく支援
		15：00～17：00	120	地域資源の理解とケアへの活用
		17：00～17：15	15	振り返り
自施設・事業所で「学習成果の実践展開と共有」の課題に取り組む				
後 期	3 日 目	09：00～10：00	60	学習成果の実践展開と共有
		10：00～12：00	120	生活支援のためのケアの演習Ⅱ （行動・心理症状）
		13：00～15：00	120	
		15：00～17：00	120	アセスメントとケアの実践の基本①
		17：00～17：15	15	振り返り
	4 日 目	09：00～12：00	180	アセスメントとケアの実践の基本②
		13：00～17：00	240	職場実習の課題設定
		17：00～17：15	15	振り返り
4週間の職場実習（アセスメントとケアの実践）				
ま と め	5 日 目	09：00～13：00	240	職場実習評価（報告会）・まとめ
		13：00～13：10	10	修了証書交付

* 適宜休憩が入ります。* 進行上、若干変更することがあります。